

受講料
無料

2012 改訂版

「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」

本県では平成20年度から「鳥取県木造住宅耐震化業者登録制度」を創設し木造住宅耐震化業者（設計者・施工者）を登録・公表し、これに定める技術者を認定するための『鳥取県木造住宅耐震化技術考査』を毎年実施しています。

この考査は、一般診断法に関する事項及びその他木造住宅の耐震化に関する事項（精密診断法に関する事項は除く）について実施しますが、その受験資格として、この講習会又は同レベル以上の講習会を終了していることを要件としています。

県民の生命と財産を守るべく、木造住宅の耐震技術を持った建築士を育成していくため、多くの皆様のご参加をお願いします。

※本講習会は「耐震改修促進法施行規則第5条第1項一号」により、耐震診断の結果報告が義務付けられた建築物の診断で必要とされる「国土交通大臣登録耐震診断資格者講習」には該当しませんので留意ください。

- 主催 鳥取県
- 後援 鳥取県建築士事務所協会
- 受講対象者 木造住宅の設計・施工に従事されている建築技術者
- 開催日時・申込期間・会場・定員

開催日時	申込期間	会場	定員	建築士会CPD
令和8年1月30日(金) 10:00～12:00	令和7年12月15日(月)～ 令和8年1月16日(金)	伯耆しあわせの郷 (倉吉市小田458) 大研修室	40名 (先着順)	 2単位

*定員に達した場合はお断りすることがあります。

■ 講習会プログラム（受付9:30～9:50）

時間	講義内容	講師
10:00～	開会挨拶	鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課
10:05～	木造住宅の耐震診断・補強の方法	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会 木造住宅耐震診断委員会委員長 (有限会社 アーク設計工房 代表取締役) 藤原 賢治
12:00～	閉会・受講修了証交付	鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

※講習会終了後13時より、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会主催の考査を実施します。

ご希望される方は、別途受験申込が必要になります。

（受験申込先・お問合せ窓口：一般社団法人鳥取県建築士事務所協会 電話：0857-23-1728）

- 受講料 無料
- 用意するもの 2012年改訂版「木造住宅の耐震診断と補強方法」

発行：一般財団法人 日本建築防災協会 価格：7,333円（税抜）

※2012年改訂版「木造住宅の耐震診断と補強方法」については各自、書店又は発行元より事前に購入の上、講習会に持参すること。（持参されない場合は講習会の受講ができません）

※発行元（一般財団法人 日本建築防災協会）からの購入の場合、在庫状況の関係により早期の購入を推奨します。

- 受講申込方法（受講申込書は当課ホームページからもダウンロードできます）
下記の受講申込書に必要事項を記入し、メール又はFAXでお申込み下さい。

■ 申込・お問合せ先 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 TEL:0857-26-7697

FAX:0857-26-8113 メール:jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

この用紙をメール(PDFにて)又は、FAXして下さい。

メール : jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

ファクシミリ : 0857-26-8113

＜受講申込書＞

「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」令和8年1月30日(金)10:00~12:00 開催

勤務先 (事務所名)				TEL	() -
勤務先 (所在地)	〒 -			携帯電話 (個人)	() -
(フリガナ) 受講者氏名					
木造住宅耐震化技術考查受験申込み	令和7年度鳥取県木造住宅耐震化技術考查を受験 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない ※申込みをされる場合、別途「鳥取県木造住宅耐震化技術考查受験申込書」の提出が必要です。 ※申込書は「一般社団法人鳥取県建築士事務所協会」までご提出下さい。				
鳥取県木造住宅耐震化技術者登録	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	資格種類	建築士	一級 大臣登録 二級・木造 () 知事登	登録番号第 号
			建築施工管理技術士	一級・二級	登録番号第 号
			建築大工技能士	一級	登録番号第 号

注:定員は先着順です。定員超過等で受講をお断りする以外は、特にご連絡いたしません。

注:資格種類の資格がなくても講習会受講は可能ですが、考查は受けることができません。

＜参考＞鳥取県木造住宅耐震化業者登録の制度について

【木造住宅の耐震化を実施している会社】・・・建築士事務所、建築(大工)工事業者

【技術者(個人)】・・・木造住宅の耐震化を実施している会社に所属する方

耐震診断、補強設計、工事監理をする者(建築士)

耐震改修を管理・施工する者(建築士、建築施工管理技士、建築大工技能士)

【県】
○ 考査により一定以上の知識を確認

合否通知

【県】
○ 考査の合格者を雇用する会社による申請

【県】
○ 建築士事務所(耐震診断、補強設計、工事監理を実施)

○ 建築(大工)工事業者(耐震改修を実施)

※兼業の会社は、両方の登録申請が可能です。

県のホームページ、
県・市町村窓口などで公表

※公表は、会社の立地する市町村ごとの事務所及び営業所です。